

第54号議案

芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成27年6月19日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

子ども・子育て支援法施行令の一部改正を踏まえ、保育料の算定に係る規定を整備するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例（平成27年芦屋市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考第3項中「第314条の8」の次に「，第314条の9」を加え，「及び第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を「，第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は，公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例別表第1備考第3項の規定は，平成27年9月以後の月分の保育料について適用し，同年8月分までの保育料については，なお従前の例による。

参 照 1

芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例 の一部改正要綱

1 改正の趣旨

子ども・子育て支援法施行令の一部改正を踏まえ、保育料の算定に係る規定を整備するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

支給認定子どもの属する世帯の階層区分の認定に係る市町村民税所得割の額の算定について、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除、寄附金税額控除における特例控除額の特例及び東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例は適用しないものとする。(別表第1関係)

3 施行期日等

(1) 公布の日

(2) 改正後の規定は、平成27年9月以後の月分の保育料について適用し、同年8月分までの保育料については、なお従前の例による。

参 照 2

子ども・子育て支援法抜粋

(施設型給付費の支給)

第27条 (第1項省略)

(第2項省略)

3 施設型給付費の額は、1月につき、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)とする。

(1) 第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、保育必要量、当該特定教育・保育施設の所在する地域等を勘案して算定される特定教育・保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該支給認定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に支給認定教育・保育に要した費用の額)

(2) 政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額

(第4項から第8項まで省略)

(地域型保育給付費の支給)

第29条 (第1項省略)

(第2項省略)

3 地域型保育給付費の額は、1月につき、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)とする。

(1) 地域型保育の種類ごとに、保育必要量、当該地域型保育の種類に係る特定地域型保育の事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)の所在する地域等を勘案して算定される当該特定地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該満3歳未満保育認定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に満3歳未満保育認定地域型保育に要した費用の額)

(2) 政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額

(第4項から第8項まで省略)

子ども・子育て支援法施行令抜粋

(法第27条第3項第2号の政令で定める額)

第4条 教育認定子ども(法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する法第20条第4項に規定する支給認定子ども(以下「支給認定子ども」という。)をいう。以下同じ。)に係る支給認定保護者(同項に規定する支給認定保護者をいう。以下同じ。)についての法第27条第3項第2号の政令で定める額は、次の各号に掲げる支給認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額又は特定教育・保育(同条第1項に規定する特定教育・保育をいう。以下同じ。)に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額のいずれか低い額とする。

(第1号省略)

- (2) 支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者についての特定教育・保育のあった月の属する年度(特定教育・保育のあった月が4月から8月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。)の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)の額(同法附則第5条の4第6項その他の内閣府令で定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下同じ。)を合算した額(次号において「市町村民税所得割合算額」という。)が211,201円未満である場合における当該支給認定保護者(次号から第5号までに掲げる者を除く。) 20,500円

(第3号から第5号まで省略)

- 2 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども(以下「満3歳以上保育認定子ども」という。)のうち、満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの以外のものに係る支給認定保護者についての法第27条第3項第2号の政令で定める額は、次の各号に掲げる支給認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額又は特定教育・保育に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額のいずれか低い額とする。

(第1号省略)

- (2) 支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者について特定教育・保育のあった月の属する年度（特定教育・保育のあった月が4月から8月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額を合算した額（以下この項において「市町村民税所得割合算額」という。）が397,000円未満である場合における当該支給認定保護者（次号から第8号までに掲げる者を除く。） 77,000円（短時間認定保護者にあつては、75,800円）

(第3号から第8号まで省略)

- 3 特定満3歳以上保育認定子ども（満3歳以上保育認定子どものうち、満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。以下同じ。）及び満3歳未満保育認定子ども（法第29条第1項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。以下同じ。）に係る支給認定保護者についての法第27条第3項第2号の政令で定める額は、次の各号に掲げる支給認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額又は特定教育・保育に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額のいずれか低い額とする。

(第1号省略)

- (2) 前項第2号に掲げる支給認定保護者 80,000円（短時間認定保護者にあつては、78,800円）

(第3号から第8号まで省略)

(第4項省略)

(法第29条第3項第2号の政令で定める額)

第9条 法第29条第3項第2号の政令で定める額は、次の各号に掲げる支給認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額又は特定地域型保育（同条第1項に規定する特定地域型保育をいう。以下同じ。）に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額のいずれか低い額とする。

(第1号省略)

- (2) 支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者についての特定地域型保育のあった月の属する年度（特定地域型保育のあった月が4月から8月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額を合算した額（以下この項において

「市町村民税所得割合算額」という。)が397,000円未満である場合における当該支給認定保護者(次号から第8号までに掲げる者を除く。)80,000円(短時間認定保護者にあつては,78,800円)

(第3号から第8号まで省略)

(第2項省略)

子ども・子育て支援法施行規則抜粋

(令第4条第1項第2号の内閣府令で定める規定)

第20条 子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「令」という。)第4条第1項第2号の内閣府令で定める規定は,地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の7,第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項,附則第5条の4第6項,附則第5条の4の2第6項,附則第5条の5第2項及び附則第45条とする。

- ※ 第314条の9(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)
- ※ 附則第5条の5第2項(寄附金税額控除における特例控除額の特例)
- ※ 附則第45条(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例)